

一九世紀メキシコの累積債務

中 川 和 彦

一

一九八〇年代のラテンアメリカの動きを象徴する問題の一つは累積問題であったと言われる。一九八二年八月のメキシコの公的な対外債務の支払猶予の要請をきっかけに⁽¹⁾、ラテンアメリカの多くの国の経済危機が顕在化し、いくつかの国が「国家破産」に近い状況に追いこまれる。そして、その危機が国債金融システムに与えた影響はきわめて大きかった。⁽²⁾

ところで、このような事象はラテンアメリカでは目新しいことではなく、その歴史をたどれば、現在まで、幾度か繰り返されており、軍事干渉もまねいたことがある。その事例の一つが、メキシコの一九世紀の累積債務をめぐる問題であり、メキシコ政府の公的債務の支払停止措置をきっかけに、イギリス、フランス、スペインの三国が軍事干渉を強行している。すなわち、一八六一年一二月、これら三国の連合軍がメキシコのベラクルス港を占領する。平和的な話し合いの後、イギリス、スペイン両国は撤兵するが、フランス軍は残留する。そして、ナ

一九世紀メキシコの累積債務

ポレオン三世の野心もあって、やがて、メキシコの内地部にフランスは兵を進め、傀儡政権を樹立する。しかし、一八六六年、傀儡軍は敗退し、傀儡皇帝マクシミリアーノは処刑される。これがいわゆるナポレオン三世のメキシコ侵略と言われる事変である⁽³⁾。

本稿は、この「侵略」のきっかけとなったメキシコの一九世紀の公的な対外債務の発生、さらにこれが累積されていく推移を督見し、若干の考察を試みようとするものである。

(1) 一九八二年八月、筆者はたまたまメキシコに滞在中で、その時の経済の混乱を目のあたりにしている。その時の見聞を元に執筆したのが左記である。

中川和彦稿「メキシコにおける銀行国有化——序説」『成城大学 経済研究』九六号（尾上一雄名誉教授古稀記念論文集）（昭和六十二年四月）。

(2) たとえば、左記を参照されたい。

ペドロロパブロ・クチンスキー（渡辺敏訳）『中南米債務——危機のメカニズムと打開策』一九九〇年、サイマル出版会。

向壽一『国家破産』一九九〇年、講談社。

(3) 先に、別稿で、対佛抵抗戦争を指導し、メキシコの独立回復の中心的役割を果たした、時の大統領ベニート・フアレスの生涯を跡づけている。また、フアレスと対立する形となったマクシミリアーノについても小伝を叙述している。合わせて参照していただければ幸である。

中川和彦稿「ベニート・フアレス小伝」『成城法学 教養論集』一〇号（平成五年一月）、三五ページ以下。

中川和彦稿「マクシミリアーノ・デ・アブスブルゴ（傀儡皇帝マクシミリアーノ）小伝」『成城法学 教養論集』一

一号（平成六年六月刊行予定）。

二

一 メキシコの独立は、一般に、一八一〇年九月一六日のイダルゴ (Miguel Hidalgo y Castilla) 神父の蜂起と説かれ、九月一六日がその国の独立記念日になっている。しかし、イダルゴ自身は奴隷の解放、あるいはインディオの権利の擁護を呼びかけているけれども、「独立」を決して口にしておらず、このイダルゴの蜂起は独立へのきっかけであったにすぎない。メキシコが実際に独立を達成したのは、イダルゴ神父の蜂起から約一〇年後の一八二一年二月にイグアラ計画を発したイトウルビデ (Agustín Iturbide) で、八月、新任の副王とメキシコの独立を内容とするコルドバ条約を締結し、九月二八日に独立を宣言している。⁽⁴⁾

二 独立宣言後、イトウルビデは政権を掌握し、翌一八二二年五月、彼は皇帝に推戴され、行政の責任を負うことになる。しかし、当時のメキシコは、イダルゴの蜂起以降の戦乱による鉱業、農業、および商業の荒廃、行政組織の麻痺、徴税組織の無機能、等が重なり、⁽⁵⁾財政面で破綻をきたしていた。

こういう状況で、メキシコ政府は行政費、公務員、特に軍人の給与の支払いにせまられ、このような財政の危機を乗り越えるため、資金を外部から調達する、すなわち外国からの借款に依存するしかなかった。⁽⁶⁾

三 その頃、イギリスはナポレオン戦争で勝利を収め、ロンドンでは国際金融の中心地としての地歩を固めつつあった。そして、イギリスの資本輸出は一八二〇年代に本格的に行われるようになった。⁽⁷⁾

その投資先として検討の対象とされたのは新生のラテンアメリカ諸国、特に、メキシコであった。当時、イギ

リスで公債発行業務を引き受ける金融業者は、債券の印刷などの製作から金融市場における募集まで、一括して引き受けており、債券の発行総額を一旦引き受け、事後、市場で投資家に売り出すという、いわゆる総額引受に類似する方式をとっていた。無論、新興国家の信用度は低く、そのため、公債の売り出し価格は額面をかなり下まわる、すなわち、割り引き発行が通例であった。そのため、引き受ける金融業者は一旦総額を額面を下まわる価額で引き受け、時期をみて、より高い価額で売り出し、その差額も収益することができるため、手数料と合わせる、引き受け金融業者の利益は大きいものであった。⁽⁸⁾

四 一八二二年三月、ロンドン在住のメキシコ人実業家ボルハミゴーニ (Francisco de Borja Miguñi) はイトゥルビデに書簡を送り、イギリスからの借款交渉の仲介を申し出る。⁽⁹⁾ これを受けて、議会は六月二五日、二五ないし三〇百万ペソの借款を政府が外国に求めることを承認する。⁽¹⁰⁾ しかし、この交渉がなんら進捗しないうちに、一八二三年三月、イトゥルビデは失脚する。⁽¹¹⁾

五 一八二三年五月一日、制憲議会は、前述した一八二二年六月二五日のデクレトを廃止するとともに、政府が八〇〇万ペソの借款交渉を開始することを承認するデクレトを定める。⁽¹²⁾ 前述したボルハミゴーニは交渉の全権代表 (representante plenipotenciario) に任命される。⁽¹³⁾

同じ頃、ロンドンのトーマス・キンダー (Thomas Kinder, Jr.) 商会から、また、七月には、同じロンドンのパークレイ・ハーリング・リチャードソン商会 (Barclay, Haring, Richardson and Co.) からも借款提供の申し出がなされる。⁽¹⁴⁾

六 このように、ロンドンの複数の金融業者から借款の申し出があったが、他方、前述したボルハミゴーニを

国名	発行総額	売り出し価格 (%)	取引所の市価 (%)	発行年
Chile	1,000,000	68.00	70.00	1822
Gran Colombia	2,000,000	82.00	84.00	1822
Perú	450,000	86.00	88.00	1822
Brazil	1,686,000	73.00	75.00	1824
Argentina	1,000,000	83.00	85.00	1824
Gran Colombia	4,750,000	86.50	88.50	1824
México	3,200,000	58.00	84.00	1824
Perú	750,000	80.00	82.00	1824
Brazil	4,000,000	83.00	85.00	1825
Guatemala	167,000	70.00	73.00	1825
México	3,200,000	86.75	89.75	1825
Perú	616,000	76.00	78.00	1825

介した交渉も続けられており、一八二四年二月七日、ロンドンのゴールドシュミット商会 (B.A. Goldschmidt and Co.) との間で借款契約が調印され、これが五月二四日、議会により承認される⁽¹⁵⁾。

その契約内容は次のようであった。年利五パーセントの利付の公債を額面総額三二〇万ポンド分発行する。この公債をメキシコの歳入総額が担保する。そして、市場への売り出し価額は額面の五八パーセントとされ、そのうち、八パーセントはゴールドシュミット商会の手数料とされ、残余の五〇パーセントがメキシコ政府の取り分とされたが、しかし、当初の数回分の利子、あるいは減債基金に充当すべき金額などの名目の控除があり、結局、メキシコ政府が手にしたのは一一三九六〇ポンドで、額面総額の三五パーセント強にすぎなかった。⁽¹⁶⁾ 今一つ、ゴールドシュミット商会が追加した事項があり、メキシコ政府は向こう一年間、他から借款しないという禁止条項であった。⁽¹⁷⁾

このような不利な条件下での借款は、つまるところ、メキシコ政府の関係者のこの問題に關しての無知、経験不足の故という他はなかった。その頃のメキシコの豊かな資源を考慮する場合、も

う少し有利な条件で交渉できた筈である。⁽¹⁸⁾ たとえば、その頃のラテンアメリカ諸国のイギリスにおける起債の条件を表示すれば、前ページの表の通りである。⁽¹⁹⁾ これを見ても、メキシコ側の条件の不利が明らかである。

七　ところで、ボルハ・ミゴニを介して、メキシコがゴールドシュミット商会と借款交渉を進めているのと並行して、他の金融業者からも借款の申し出を受けていたことは前述した。これを受ける形で、一八二三年八月二七日、議会は外国の商館と二〇百万ペソの借款交渉することを政府に授權する。⁽²⁰⁾ これにより、メキシコ政府は、前述したバークレイ商会と交渉を進めていた。

この交渉の進展をゴールドシュミット商会は妨害する。すなわち、前述した「禁止条項」を盾に取る、あるいはバークレイ商会に対しメキシコ側に借款契約の意思がないとの風説を吹み込む。⁽²¹⁾ しかし、メキシコ側には、ベラクルス港の入口を押える地点にあるサン・ファン・ウルア (San Juan Ula) 要塞に残留するスペイン軍を撃破するための軍費の必要もあり、メキシコ政府はバークレイ商会と交渉を進めるが、前述した「禁止事項」のため、一八二五年二月七日になって、バークレイ商会との契約が発効する。⁽²²⁾

このいわば第二回の借款契約の内容は次の通りであった。発行する公債の額面総額は、第一回と同じく三二〇万ポンドとする。しかし、金利は六パーセントに引上げられるが、市場への売り出し価格は額面の八五パーセントを下まわらない、とするもので、ゴールドシュミット商会扱いの場合と比べてメキシコ側に有利な内容であった。そして、実際に、公債は、額面の八六・七五パーセントで売却されたのである。⁽²³⁾

その結果、諸費用を控除の後のメキシコ政府の実際の受け取り額は、一一三三三二九八ペソ、約二二六万ポンドにのぼったのである。⁽²⁴⁾

八 こうして、一八二四年と二五年の借款はともかく成立する。両者合わせても、当時のメキシコの財政状態からすると、なんとか負担できる規模であった。

その頃のメキシコの関税収入は、たとえば、一八二五年の八カ月で四〇〇万ペソにのぼり、年間で六〇〇万ペソと見込まれていたから、メキシコ公債の償還、利子支払の予定額はその二〇パーセントにも満たなかった筈である。⁽²⁵⁾

問題は、この借款による借入金の使用が何であったかである。借入金は、行政費、武器・軍艦の購入、短期借入金⁽²⁶⁾の返済、利子の支払などに充当されてしまった。

(4) メキシコ史について、さしあたり、左記を参照されたい。

メキシコ大学院大学編(村江四郎訳)『メキシコの歴史』一九七八年、新潮社。

国本伊代他『概説メキシコ史』一九八四年、有斐閣。

マリブ・ロベス・レイエス、ホセ・マヌエル・ロサーノ・フェンテス(清水透訳)『メキシコ その人々の歴史』(全訳世界の歴史教科書シリーズ)一九八二年、帝国書院。

W・モレーノ、J・ミランダ、M・T・フェルナンデス(岡部廣治編訳)『メキシコ』I、II、一九八二年、ほるぷ出版。

Henry Bamford Parkes, *A History of Mexico*, Third Edition, Revised and enlarged with illustration, 1966, Boston (Houghton Mifflin Company).

Michael C. Meyer and William L. Sherman, *The Course of Mexican History*, Fourth Edition, 1991, New York and Oxford (Oxford University Press).

一九世紀メキシコの累積債務

一九世紀メキシコの累積債務

スペイン語のものは限りながら、手頃の左記のみあげておく。

Historia General de Mexico, 2 tomos, obra preparada por el Centro de Estudios Históricos, 1993, Mexico (Colegio de Mexico).

独立当初の一〇年間の歴史については左記がある。

Stanley C. Green, *The Mexican Republic: The First Decade 1823~1832*, 1987, (University of Pittsburgh Press).

Roberto Blanco Moheno, *Iurvide y Santa Anna. Los años terribles de la infancia nacional*, 1991, México (Editorial Diana, S. A. de C. V.).

- (5) 同頁 Jaime E. Rodriguez O., Mexico First Foreign Loans, in [*The Independence of Mexico and the Creation of the New Nation*, Edited by Jaime E. Rodriguez. O., 1989, Los Angeles: UCLA Latin American Center Publications], p. 216.; Diego López Rosado, *Ensayos sobre Historia Económica de México*, 1957, México (Imprenta Universitaria), p. 111.

- (6) 一八二二年末、メキシコの国庫の資金残高は、わずか六六四七ペソにすぎなかったと言われる。同頁 Barbara A. Tanenbaum, Taxation and Tyranny: Public Finance during the Turbide Regime, 1821~1823, in [*The Independence of Mexico and the Creation of the New Nation*], p. 206.

- (7) 同頁 入江節次郎『イギリス資本輸出史研究』一九八二年、新評論、八七ページ以下。P・L・コトレル(西村閑也訳)『イギリスの海外投資―第一次大戦以前』一九九二年、早稲大学出版部、一五ページ以下。

- (8) Jaime E. Rodriguez O., *op. cit.*, p. 217.

- (9) Agustín Cué Cánovas, *Historia Social y Económica de México 1521~1854*, Tercera edición corregida, 1966,

México (Editorial F. Trilla, S. A.), p. 286; Jan Bazant, *Historia de la Deuda Exterior de México (1823~1946)*, Prólogo de Antonio Ortiz Mena, 1968, México (El Colegio de México), p. 23.

- (10) Mariano Ortiz de Montellano, *Apuntes para la liquidación de la Deuda Contratada en Londres*, 1886, México (Imprenta del Gobierno Federal en Palacio), p. 1; Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 219.

なぞ 六月二十五日のモンテラトは左記に収録してある。

Ortiz de Montellano, *op. cit.*, p. 475.

- (11) イトゥルビデについては、本稿の主題ではないので立ち入らない。ただ、彼の治績などについては、ちしあたり、左記を参照されたい。

Timothy E. Anna, *The Iturbide Interregnum*, in [*The Independence of Mexico and the Creation of the Mexico*], p. 185 et seq.

Timothy E. Anna, *El Imperio de Iturbide*, Traducción: Adriana Sandoval, 1990 (Primera edición en idioma español 1991), México (Editorial Patria, S. A. de C. V.).

- (12) 同書 Ortiz de Montellano, *op. cit.*, p. 2. なぞ 一三年五月一日付テクトラトは、*op. cit.*, p. 475 y sgtes. に収録してある。

- (13) ホルンニッシュコーニは、その上、特命全權大使のポストも希望するが、結局、総領事に任命された由である。 Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 218.

- (14) 同書 Bazant, *op. cit.*, pp. 24 y 25; Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 219.

- (15) Bazant, *op. cit.*, p. 26; Ortiz de Montellano, *op. cit.*, p. 5.

なお、ホルンゴシニッシュ商会との借款契約は左に収録されている。

一九世紀メキシコの累積債務

一九世紀メキシコの累積債務

José Maria Luis Mora, *Crédito Público (Biblioteca Maricana de Escritores Políticos)*, 1986, México (Miguel Angel Porrúa, S. A.), p. 429 y sgtes.

(16) この数字は「約」大差はないが、諸説がある。本文の数字は左記に沿ったものである。

López Rosado, *ob. cit.*, p. 115; Bazant, *ob. cit.*, p. 28.

註(16) Jaime E. Rodríguez O. は「この数字を五六八六一五七ペソ、すなわち一三三三三三三ポンドで、前掲の数字を七九〇〇〇〇ポンド」として、*op. cit.*, p. 227.

(17) Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 222.

(18) Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 234.

(19) Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 223.

(20) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 6.

註(20) この数字は Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 478 に収録してある。

(21) 同前 Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 224.

(22) Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 226.

(23) Jaime E. Rodríguez O., *ob. cit.*, p. 227.

なお、バンクレー商会この借款契約は左に収録されている。

José Maria Luis Mora, *ob. cit.*, p. 443 y sgtes.

(24) Jaime E. Rodríguez O., *op. cit.*, p. 227.

この数字は「約」諸説は一致しない。Bazant は一八九二〇〇ペソ、すなわち約二三九万ポンドとする。*ob. cit.*, p. 31. これに対し、López Rosado は六〇九四五六〇ペソ、すなわち約一二二万ポンド弱と少ない数字を示

†. *op. cit.*, p. 115. López Rosado はその算出の根拠を示していない。

(25) Bazant, *ob. cit.*, p. 26.

(26) Bazant, *ob. cit.*, p. 37 y sigtes.

三

一 ロンドンにおける信用状況が概ね良好であったメキシコ政府は、一八二六年、不慮の事態に直面する。

必ずしもその経営が安定していなかったゴールドシュミット商会は、一八二五年の後半からその財務が悪化する。そして、翌二六年二月、ゴールドシュミット商会はメキシコ公債の利子の支払を停止する。その結果、減債基金として、商会に予託してあった四〇万ポンドは雲散霧消する⁽²⁷⁾。

一八二四年発行の公債の所持人の一部に対する支払がなされていなかったため、メキシコ政府は、バークレイ商会扱いの一八二五年起債による収入の一部をもって、その支払に充当する。メキシコ公債の信用を維持するためであった⁽²⁸⁾。

さらに、一八二六年、バークレイ商会も倒産し、メキシコは減債基金の残高三〇万ポンドを失なう⁽²⁹⁾。倒産の時期がたまたま利子支払期日の一〇月一日であったため⁽³⁰⁾、メキシコ公債は、一時、額面の四〇パーセントまで暴落する。程なく、メキシコ政府が利子支払資金を送金したため、額面の六三・五パーセントまで回復した⁽³¹⁾。

しかし、一八二七年一〇月一日、メキシコは公債の利子の支払を停止する⁽³²⁾。国内情勢が緊迫し、国の予算が治安維持に費用されてしまったからである。

次に、その頃のメキシコの国情を一瞥しよう。

二 メキシコが独立し、クリオーショ (criollo) であるメキシコ人の統治の下におかれても、メキシコの経済は、多くの期待にもかかわらず、改善されなかった。当時のメキシコの常備軍は五万を越え、植民地時代、また、帝政時代 (イトゥルビデ帝の) から引き継いだ内国債務は七六〇〇万ペソにのぼった。⁽³³⁾ 政府はこのような事態に対処する財源を輸入税、売り上税、専売益金に求めた。これに対し、密輸、脱税が多く行なわれ、税収はのびず、不足する資金源を外国の借款に求めざるを得なかったのは、このような事情からである。

こうした経済の不安定が政情の不安、対立をまねき、一八二七年ヴィクトリア (Guadalupe Victoria) 大統領に対する反乱が起きる。この混乱の中で、一八二八年九月、大統領選挙が実施され、その選挙の結果をめぐって、敗れた大統領候補ゲレーロ (Vicente Guerrero) の支持者は武力に訴え、結果として、ゲレーロが大統領に就任する。大統領に就任したゲレーロは、一八二九年四月、スペイン人を追放する。七月、スペイン軍約三千がメキシコ湾岸のタマウリパスに上陸、タムピコ港を占領する。これに対し、八月、サンタ・アナ將軍の兵が反撃、黄熱病の蔓延もあり、九月、スペインは撤兵する。ゲレーロは勝利を収めたものの、その政治的立場は決して強固なものとはならず、副大統領ブスタマンテ (Anastasio Bustamante) などの反乱が起きる。こうして、孤立した形でゲレーロは一八三〇年一月、大統領を辞任⁽³⁴⁾、ブスタマンテが後任大統領となる⁽³⁵⁾。

三 前述したようなメキシコ国内政治の混乱の結果、財政も破綻をきたし、政府の資金も枯渇し、一八二七年一〇月一日から、メキシコはその借款に対する利子の支払を停止したことは、すでに述べた。一八三〇年六月三日、支払を遅滞する利子の累計が四一七万ペソを越えた⁽³⁶⁾。これを一度に支払うことは不可能であり、結局、メキ

シコは、一八三〇年一〇月二日付のデクレトにより、一八三一年四月一日までに支払時期の到達する遅滞利子を元本に組入れることとした。⁽³⁸⁾ その額は元本九七万ポンド、一八二七年から一八三一年までの利子累計額一一〇万ポンド、合計二〇八万ポンドにのぼった。⁽³⁹⁾

この元本組入れは、さらに五年おくれ、一八三六年四月一日に、新しい債券が発行され、発効する。そして、この五年間の利子は算入されなかった。⁽⁴⁰⁾

こうして、一一〇万ポンド強の遅延利子が約一五八万ポンドの公債に転換されたのである。⁽⁴¹⁾

四 一八三一年の利子の元本組入れおよびその執行の進行は、およそ一年、メキシコの国際的な信用の回復にプ
ラスした。しかし、一八三三年のブスタマンテ大統領に対する反乱はこのような希望を打ちくたくものであ
った。

一八三二年一月と七月に支払期日が到来した利子も、一八三三年の利子も支払われず、それ以降の支払も停止
しなければならなかった。メキシコは、一八二七年から二八年にかけてのと同じ状況におかれたのである。メキ
シコ公債への投資家の不満がつのつたのは当然である。⁽⁴²⁾

五 一八三六年、テキサスに出陣中、米軍の捕虜となったサンタ・アナ⁽⁴³⁾ (Antonio López de Santa Anna) はベラス
コ (Velasco) 条約に調印、かねてから問題であったテキサスの独立を承認した。

この敗戦を一つのきっかけとして、一八三七年四月四日、メキシコ議会は開拓法を制定し、メキシコ領であつ
た、もしくはあるべき土地を売却、永代貸借、もしくはは抵当権の設定により開拓することを政府に授権し、この
運用収入をもって国の債務の整理に用いることを決議する。⁽⁴⁴⁾

この決議に基づき、臨時大統領フストロコロ(José Justo Corro)は、一八三七年四月二日、メキシコの北方領土について、一エーカーにつき五チェリーネ(一・二五ペソ)の価格で、発行日から土地の占有までの期間、年五パーセントの利付の土地証券を発行するデクレト⁽⁴⁵⁾を定めた⁽⁴⁶⁾。

一八三七年当時のメキシコの対外債務は、およそ五〇百万ペソと見積られていたから、一エーカー一・二五ペソとすれば、約四〇百万エーカーの土地を売却すれば、債務は全額償還できることになる。他方、テキサス人が占拠している土地を英国人に提供して、米国に対して英国を利用できる、という別の思惑もあった。

この土地証券と同時に、一八三七年一〇月一日から年利五パーセントの新公債が発行されなければならなかった。この新公債と土地証券は、一八二四年発行の第一回公債、一八二五年の第二回公債、一八三一年の元本組入れ公債、さらに、一八三七年一〇月一日までに期限の到来した利札との交換を予定するものであった。この考えは巧妙であった。メキシコの支配外にある土地をもって、対外債務の少なくとも半分を一気に償還しようというのである。しかし、公債の所持人はこの提案を受け入れなかった。前述したフストロコロ大統領の一八三七年四月一日付デクレトといわゆるテキサス共和国の法令の抵触、また、メキシコ政府が「土地証券」により債券者に付与する土地を処分する権利を持っていないとみられたからである。むしろ、この土地証券との転換は、他の借款交渉開始の前ぶれであるとの噂を広めることになった⁽⁴⁸⁾。

六 こうして、メキシコ政府は「償還」計画をあきらめざるを得なかった。しかし、この土地証券のアイデアは完全に放棄されたわけではなかった。これに代って、ディフェリドス(Diferidos)と呼ばれる繰延公債を発行することにする。この公債は所持人に、前掲の一八三七年の四月一二日付デクレトの認めた価格で、未耕地払下げ

の優先権を付与し、所持人が払下げを希望しない場合、一八四七年一〇月一日まで無利子とするものであった。⁽⁴⁹⁾

一八三七年九月一五日、ロンドンで、メキシコ的全権公使と公債所持人との間で、メキシコ政府の批准を条件として、合意書 (convenio) が調印された。⁽⁵⁰⁾

この方策によりメキシコは債務の約半額の一〇年分の利子の支払を免がれることになる。

この転換の手続は直ちに開始され、数年間で完了する。⁽⁵¹⁾

七 一八四〇年代の前半、米墨戦争が勃発するまでの数年間、メキシコの政治は比較的安定し、経済も発展する。メキシコの将来に対して楽観的な見通しの希望ももたれる。しかし、前述した一八三七年の転換は、開拓計画と連結していたが、その対象である土地がメキシコと米国の紛争の地域にあつたため、払下げを希望する者はなく、操延公債についても同様であつた。⁽⁵²⁾

一八四五年四月二八日、議会は、対外債務の支払等に関する法律を定める。⁽⁵³⁾ その骨子は、利子は資本に組入れない、債務額は現在額から増加させない、支払につき国の財政をあて、領土に抵当権を設定しない、というものである。⁽⁵⁴⁾

この法律の制定が新たな交渉のきっかけとなる。一八四六年六月四日、公債所持人委員会の代表はロンドン駐在のメキシコ全権公使に、五パーセントの利付の総額一〇二四万ポンドの新公債を発行し、これをもって操延公債等を償還する、という提案をなし、⁽⁵⁵⁾ 七月七日、メキシコ公使はこの提案を受け入れ、議会も承認する。⁽⁵⁶⁾

この協定は明らかにメキシコに有利であつた。しかし、米墨戦争勃発(五月)の政情の不安定がこの協定の実施をつまずかせた。八月、新任の蔵相は協定を無効とし、一〇月、別の新任の蔵相は有効とし、さらに、蔵相が更

送されると、また、無効とされ、方針が変更される都度、ロンドンの関係者は騒然となった。そして、結局、一八四七年七月、サンタリアナ大統領が協定を承認した。⁽⁵⁷⁾

八一八四六年から四八年までの米墨戦争により、メキシコは対外債務にかかわる支払は不可能であった。さらに、敗戦の結果、メキシコは、テキサス、ニューメキシコ、カリフォルニアと国土の半分以上を失ない、公債所持人にも大きな失望をもたらす。しかし、米墨両国の講和のグアダルッペ・イダルゴ (Guadalupe Hidalgo) 条約の結果、米國がメキシコに一五百万ペソを補償金として支払うこととしたため、これを原資として、公債の償還を求め、⁽⁵⁸⁾ 声が高まった。

交渉がまた行なわれる。一八四九年七月六日、公債所持人委員会の代表とメキシコの大蔵大臣との間で米國の補償金のうちから四〇〇万ペソを支払う案が合意される。しかし、この案は委員会側もメキシコ側も了承しない。さらに、折衝が重ねられ、結局、一八五〇年一〇月一四日、メキシコ議会は公債の整理法を定め、⁽⁵⁹⁾ これにより、新公債への転換をはかるうとする。五〇年法の内容は、満期到来の利子は米國の補償金を原資とする五〇万ポンド(すなわち、二五〇万ペソ)をもって支払うこととし、債務元本の額は増加させず、また、金利は五パーセントから三パーセントに引下げたものであった。公債所持人は総会を開き、一二月、この法律を受け入れることにする。

こうして、ともかく、メキシコは五〇万ポンドを支払った。その結果、メキシコ公債の市価にプラスし、値上りする。さらに、メキシコは、一八五一年七月から五四年四月まで、半年毎の利子も支払う。しかし、これも長続きしない。アユトラ革命が起ったからである。⁽⁶¹⁾

九 「アユトラ計画」というのは、⁽⁸²⁾サンタリアナの暴政に対して、一八五四年三月一日に公表された政治綱領で、これを中心に多くの政治家が結集した政変がアユトラ革命で、その結果、サンタリアナは亡命し、政権は保守派からリベラル派の手に移る。そして、大統領にコモンフォルト (Ignacio Comonfort) 将軍が就任し、いわゆるレフォルマ (改革) が始り、一八五七年三月、新憲法が公布される。また、これと相前後して、新政権の政策がいわゆる「レフォルマ諸法」⁽⁸³⁾ (Leyes de Reforma) として法律の形になる。こうして、新政権の狙うところの一つ、教会財産解体法 (レルド法) も成立する。この法律は公債の償還を結果としてもたらずものであったので、公債所持人にとり歓迎すべき内容であった。

しかし、一八五七年一二月、この改革に不満をもつ人達の間で準備されたクーデターが起き、翌五八年一月、コモンフォルト大統領は廃され、以後、一八六〇年一二月まで、三年間、メキシコは、合憲のリベラル派と反乱を起こした保守派との間で内戦が展開される (いわゆる「三年戦争」)。

- (27) Jaime E. Rodríguez O, *op. cit.*, p. 228.
- (28) Jaime E. Rodríguez O, *op. cit.*, p. 229.
- (29) Jaime E. Rodríguez O, *op. cit.*, p. 231.
- (30) Ortiz de Montellano, *op. cit.*, p. 9.
- (31) Bazant, *op. cit.*, p. 43.
- (32) Cue Cánovas, *op. cit.*, p. 287; Bazant, *op. cit.*, p. 43.
- (33) スメイン統治下の副王政府、帝政期の政府の旧政権の債務の継承が一つの問題であった。イトゥルビデの失脚後の

一九世紀メキシコの累積債務

一八二四年六月二三日のデクレトをもって、一八一〇年九月一七日以降の債務、さらに、イグアラ計画以降の独立運動の指導者の債務も承認した。これは言うまでもなく、国家の威信を確立するためであったが、この債務の負担は大きかった。Cue Cánovas, *ob. cit.*, p. 285.

(34) ゲレエロは就任後、捕えられ、オアハカで軍事裁判を受け、一八三二年二月一四日に銃殺された。

中川和彦稿「ユニット・フアレスト小伝」『成城法学 教養論集』一〇号、四二ページ。

(35) Meyer and Sherman, *op. cit.*, p. 319 et seq.

(36) Cue Cánovas, *ob. cit.*, p. 237; Bazant, *op. cit.*, p. 46.

(37) この一八三〇年のデクレトは左記に収録してある。

Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 481.

(38) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 10.

(39) Bazant, *ob. cit.*, p. 47.

(40) Bazant, *ibid.*; Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 15.

(41) Bazant, *ob. cit.*, p. 48.

(42) Bazant, *ob. cit.*, p. 49 y sgtes.

(43) サンターアナはイトゥルビルデ失脚後の約三〇年間、メキシコの政治の主役の一人であった。彼の生涯について、手もと左がきむ。

Rafael F. Muñoz, *Santa Anna. El dictador resplandeciente*, 1936 (Primera edición, Fondo de Cultura Económica 1983, Tercera reimpresión 1989).

(44) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 17.

- (45) このテキストは左に収録してある。
- (46) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 485 y sgtes.
Bazant, *ob. cit.*, p. 50.
- (47) Bazant, *ob. cit.*, p. 52.
なお、López Rosadoによれば、一八三七年当時の転換がなされた対外債務は五パーセント債が約三四万ポンド、六パーセント債が約五八〇万ポンドで、合わせて、九二四万ポンド強で、およそ五〇百万ペソに相当した。*ob. cit.*, p. 116.
- (48) Bazant, *ob. cit.*, p. 52. y sgte.
- (49) Bazant, *ob. cit.*, p. 53.
- (50) この合意書は左に収録してある。
Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 490 y sgtes.
- (51) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 18 y sgtes ; Bazant, *ob. cit.*, p. 54.
- (52) Bazant, *ob. cit.*, p. 63.
- (53) 正式には「一八四六年の転換に原因する対外債務の整理、および一八四六年の転換に関するその他の公文書についての、一八四五年四月二八日付法律」という。そのテキストは左に収録する。
Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 516 y sgte.
- (54) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 33 ; Bazant, *ob. cit.*, p. 64.
- (55) この提案は左に収録してある。
Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 525 y sgtes.

一九世紀メキシコの累積債務

- (95) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 39; Bazant, *ob. cit.*, p. 64; López Rosado, *ob. cit.*, p. 116.
- (96) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 533; Bazant, *ob. cit.*, p. 65.
- (98) Bazant, *ob. cit.*, p. 69.
- (99) この五〇年法は左に収録されている。
- Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 537. y sgtes.
- (99) Ortiz de Montellano, *ob. cit.*, p. 63 y sgtes; Bazant, *ob. cit.*, p. 71.
- (99) Bazant, *ob. cit.*, p. 74.
- (99) 以下の叙述は主として左に於る。
- Walter V. Scholes, *Mexican Politics during the Juarez Regime 1855~1872*, 1968, Columbus (Univ. of Missouri Press), p. 74 et seq.
- (99) 改革の諸法について、左を参照された。
- Oscar Castañeda Bares, *Leyes de Reforma y Etapas de la Reforma en México*, 1960, México.

四

一 一八六〇年一二月、合憲派軍は保守派軍の主力を殲滅し、これをもって保守派の組織的抵抗は終り、一二月二五日、合憲派軍は首都メキシコ市に入る。そして、翌一八六一年一月一日、合憲派政府の大統領フアレスはメキシコ市に帰還する。しかし、合憲派政府にとり、決して、栄光に輝く勝利ではなかった。解決をせまられる多くの難関が山積していた。その一つが財政の立て直し、そして、支払い期限がすぎている、また、せまってい

る累積した対外債務の対策であった。

長年の内戦で国土は荒廃し、経済は麻痺、行政組織は混乱している、租税の徴収は期待できず、国庫は空であり、後は頼みの関税収入は消費されていた。合憲のために生命をかけて戦った軍人に対する給与の支払も滞る。このような最悪の財政事情の下で、政府のとれる選択肢は限られてくる。

二 政府は諸経費の節減に努めるしかない。一八六一年四月六日、フアレス政府は、それまでの六省を四省、すなわち、外務省、司法・教育省、大蔵省、および国防省に減ずる。大統領自身の給与も切り下げる。このような経費の節減では目立つ効果はない。公的債務の支払い停止の噂が流れる。⁽⁶⁴⁾

三 一八六一年五月二十九日、議会は内国債務について一年間の支払停止を内容とする法律を可決し、フアレスはこれを公布する。⁽⁶⁵⁾

この法律は、第二条で、ラグリーナ・セーカの作戦行動による債務、および外交協定の債務を除いて、国庫の債権者への支払を一年間停止する、と定めた。

右のうち、前者のラグリーナ・セーカ事件の債務というのは、内戦のさなかの一八六〇年九月、合憲派軍のデゴシヤド (Santos Degollado) 将軍の部隊が作戦中、ラグリーナ・セーカ農場で英国人、スペイン人、フランス人の財産約一―二万ペソを押収し、その後一部は返還したが、残額の約三三万ペソに金利相当額八万ペソを加えた債務のことをいった。フアレスはこの解決を最優先事項としていた。⁽⁶⁶⁾

次に、外交協定の債務というのは、メキシコ政府の不払いが繰り返されるため、債権者が外交代表の介入を求め、債権回収に有利な条件を保証する契約による債務のことである。一八四九年当時、そのような外交協定

(convenion diplomatica) が三件もあった。この外交協定はメキシコを代表する大蔵大臣と債権者の所屬する国の代表との間の協定であり、個人と個人、あるいは、国家と個人の場合とは異なり、その背反は国家の威信にかかわることと考えられたのである。⁽⁶⁷⁾

四 一八六一年七月一五日、議会は秘密会を開き、公的債務の問題を論議する。国際的な軍事干渉の危険を説く議論もあったけれども、議会は一一二票対四票、その他一票の満場一致に近い形で決議がなされ、一七日、対外債務の支払を二年停止する法律を可決し、その日のうちに、フアレス大統領はこれを公布した。⁽⁶⁸⁾ この法律により支払停止の対象となったのはロンドンで契約した債務、すなわち、一八二四年および二五年に起債した公債、ならびに、外交協定による債務であった(一条)。

この法律の内容は外交団には事前に通報されておらず、新聞報道によって初めて知ったと言われる。⁽⁶⁹⁾ 特に驚かされたのは、五月二九日法で支払停止の対象からはずされてた外交協定による債権が七月一七日法で停止の対象となったことであった。前述した外交協定の意味からすれば、その驚きが抗議となるのは当然であった。

しかも、この支払停止はフアレスのかねてからの「公約」を裏切るものであった。三年戦争のさなかの一八五九年七月七日、ベラクルスに陣取った合憲派政府は自分達の立場を明らかにして、メキシコ国民に呼びかける声明を公表している。その内容は一八五七年憲法、レフォルマの精神を宣布するものであるが、その中で、フアレスは、友好諸国と締結した条約、国際法の一般原則を遵守することを明らかにし、さらに、債権者との約束を引き続き尊重し、利子の支払、元本の償還に充当すべき金額を、期限には支払う、旨を、他の閣僚と連名で宣言していたのである。⁽⁷⁰⁾

したがって、この措置を非公式にせよ事前に通告していなかったことは、フランス政府の外交上の大きな手落ちであった。

五 七月一九日、イギリス大使ワイク(Charles Lennox Wyke)は、メキシコの外務大臣宛に書簡を送り、新聞報道が誤報であることを期待する旨、やわらかく抗議する⁽⁷¹⁾。これを受ける形で、メキシコ政府は外務大臣名で、外交団に事情を説明する書簡を二一日付で発信する⁽⁷²⁾。二三日、ワイク大使は、七月一七日法の四八時間以内の撤回を求める書簡をメキシコ政府に送る⁽⁷³⁾。しかし、返信なく、二五日(午後五時)、ワイク大使は国交の断絶を通告する⁽⁷⁴⁾。フランス大使も同様な行動をとった⁽⁷⁵⁾。

六 ともあれ、メキシコの対外債務の支払停止は主要な債権国であるイギリス、スペイン、およびフランスの三国をいらだたさせた。これら諸国は、三年戦争中に自国民の受けた損害賠償も請求しており、これも合わせる⁽⁷⁶⁾と、その債権額は巨額であった。

一八六一年一〇月三十一日、三国は「ロンドン協定」(Convention of London)⁽⁷⁶⁾を締結し、メキシコの港湾を占領し、債権を回収することに合意する。イギリスとスペインの二国は経済的な問題の解決のみを意図していたのに対し、フランスのナポレオン三世は、この機会を利用して、その政治的野心を実現しようとしていた⁽⁷⁷⁾。

その年の一二月八日、スペイン軍六〇〇〇名がベラクルスに上陸、メキシコ側は、フランスの指示に従い、抵抗しない。翌一八六二年一月六日、イギリス軍八〇〇名が到着、二日後に、フランス軍二〇〇〇名が上陸する。

一月一四日、三国連合軍から三国の債権の支払を求める最後通告がメキシコ政府に送られる。一月二三日、フランスは平和的な話し合いを提案し、正当な債務は支払う用意のあること、さらに、支払停止を定めた六一年七

一九世紀メキシコの累積債務

月一七日法をすでに一月二六日に廃止している旨を返答する。⁽⁷⁸⁾

その結果、二月一九日、ベラクルスの郊外の寒村、ラ・ソレダー (La Soledad) で会談が持たれ、平和的交渉の合意がなされる。⁽⁷⁹⁾

この合意に基づき、イギリスとスペインは撤兵する。しかし、フランス軍は、三月初め、さらに、兵を四五〇〇名、増強する。そして、四月一九日、フランス軍は内陸部に進攻し、こうして、フランスはメキシコ侵略に踏み出す。⁽⁸⁰⁾

七 ところで、イギリス、スペイン、フランス三国の債権額について、いろいろと説かれる。一説によれば、一八六二年三月、フランスの進攻直前の債務額は次のようであった。⁽⁸¹⁾

対イギリス債務

六九三一一六五七ペソ

対スペイン債務

九四六〇九八六ペソ

対フランス債務

二八五九九一七ペソ

三カ国のうち、フランスの債務額が一番少ない。その内訳を記せば、前述した外交協定によるもの一九万ペソ、内戦によるフランスの損害に基づくもの三一万ペソ、これらが主要なもので、⁽⁸²⁾この他に、フランスは、いわゆるジュツケル債の償還も請求する。⁽⁸³⁾これは、保守派反乱政権が一八五八年と一八五九年に発行した、額面額が

それぞれ五七〇〇万ペソと一五〇〇万ペソの公債で、前者は額面の五パーセントで売り出され、その後、さらに、その一〇分の一に取引価格が下落した。この公債の多くを、当時スイス国籍の金融業者ジェットケル (J. B. Jecker) (後に、フランスに帰化) が保有していた。ファレス政権はこの公債を、当然ながら、認めない。ジェットケルはフランスのナポレオン三世に接近し、その償還を工作する。その時、まだフランス国籍をジェットケルは取得しておらず、フランスがその債権にジェットケル債を加えたことは、理解しにくいことであった。

スペインの債権額のうち、外交協定によるものが六六三万ペソ、モラン神父の請求八二万ペソが主要なものであった。⁽⁸⁴⁾

最大のイギリスの債権額の大部分はロンドンで起債された公債に基づくものであった。⁽⁸⁵⁾

いずれにしても、フランスの債権額がもっとも少額であった。

(64) Jorge Fernández Ruiz, *Jáñez y sus Contemporáneos*, Prólogo de : Manuel Germán Parra Prado, 1986, México (Universidad Nacional Autónoma de México), p. 247.

(65) 六一年五月二九日法は左に収録されている。

Omar Cortes y Chantel López, *México declara la moratoria*, 1988, México (Ediciones Antorcha), p. 43 y sgtes.

(66) Bazant, *op. cit.*, p. 89.

(67) Bazant, *op. cit.*, p. 88.

(68) 六一年七月一七日法は左に収録されている。

Cortes y López, *op. cit.*, p. 53 y sgtes.

- (69) Scholes, *op. cit.*, p. 75.
- イギリス大使あるいはフランス大使の抗議の書簡に、新聞報道で初めて知った旨が記されている。Cortes y López, *op. cit.*, p. 67 y p. 71.
- (70) この声明は左に収録されている。
- Cortes y López, *op. cit.*, p. 15 y sgtes.
- (71) Cortes y López, *op. cit.*, p. 67 y sgte.
- (72) Cortes y López, *op. cit.*, p. 80 y sgtes.
- (73) Cortes y López, *op. cit.*, p. 90 y sgtes.
- (74) Cortes y López, *op. cit.*, p. 99.
- (75) Cortes y López, *op. cit.*, p. 69, ysgte., p. 77, y sgtes., p. 93 y sgtes.
- (76) ロンソン協定は左に収録されている。
- Cortes y López, *op. cit.*, p. 224 y sgtes.
- (77) Alfred Jackson Hanna and Kathryn Abbey Hanna, *Napoleon III and Mexico, American Triumph over Monarchy*, 1971, Chapel Hill (University of Nort Carolina).
- (78) 六一年一月二六日法は、左に収録されている。
- Cortes y López, *op. cit.*, p. 290 y sgte.
- (79) Fernández Ruiz, *ob. cit.*, p. 256 y sgte.
- ナザレ・ロンソンの合衆国は左に収録されている。
- Alvaro Matute, *México en el siglo XIX, Antología de fuentes e interpretaciones históricas*, 1981, México

(Universidad Nacional Autónoma de México), p. 509. y sgte.

(33) *Historia General de México*, Tomo 2, p.862 y sgtes; Charles Allen Smart, *Viva Juárez! A biography*, 1963, Reprinted in 1975 by Greenwood Press, p. 260 et seq.

(34) López Rosado, *ob. cit.*, p. 117.

(35) Fernandez Ruiz, *ob. cit.*, p. 248.

(36) ショッケル債だつづつ左記を参照せられたる。

José María Iglesias, *Revistas Historicas sobre Intervención Francesa en México*, Introducción e índice de Temash de Martín Quirarte, 1987, México (Editorial Porrúa, S. A.), (Colección "Sepan Cuantos ..." Núm. 47), p. 70 y sgtes; Fernández Ruiz, *ob. cit.*, p. 249 y sgtes.; Bazant, *ob. cit.*, p. 90.

(37) Bazant, *ob. cit.*, p. 88; Fernández Ruiz, *ob. cit.*, p. 252.

(38) Bazant, *ibid.*; Fernández Ruiz, *ob. cit.*, p. 253.

五

以上、フランスのメキシコ侵略のきっかけとなったメキシコの一九世紀のメキシコの累積債務の問題を、資料も十分でないまま、瞥見した。一応の推移を概観するため、分量の制約もあり、捨象した事柄は少なくない。

一九世紀の初め、新生国家メキシコは、十分な成算もないままに、ロンドンの金融市場で起債する。その条件は劣悪であったようである。国際的信用のない新生国家に対する融資に好条件は、当時としても望めなかったであろう。また、メキシコ側も経験不足というより、このような案件に無知であったこと、仲介者に人を得なかつ

た事情も指摘できよう。しかし、借款の条件の誠実な履行があれば、その国の国際的信用が高まった筈である。しかし、国内政治の不安定などもあり、元本の償還、利子の支払は滞りがちであり、支払停止が何度か繰り返され、債務額はふくらんでいく。そして、一八六一年、二年間の支払停止を一時的に定める。これに対して、債権者の帰属する英・西・佛の三国は武力を行使して、債権の回収をはかる。一見すれば、これら三国の行動は強引である。しかし、メキシコ側にも、債務の不履行のうえに、外交上の手落ちがあった、あるいは、少なくともその対処の仕方が拙劣であったことを見落してはならない。また、一八三〇年代、保守派が政権を掌握している頃、外債の償還を急ぐあまり、北方領土の土地証券との転換が企図される。結果として、債権者側に希望するものがおらず、実施されない。しかし、その土地で生活する先住民族の「権利」が考慮されておらず、無茶な、乱暴な処理の仕方と言わざるを得ない。

今一つ、英・西・佛の三国が自国民の債権回収のために武力に訴えた問題、このような軍事行動はラテンアメリカのいくつかの国において、その頃、幾度びか繰り返えされている。それに対して、アルゼンチンのドラゴ (Luis Maria Drago) が不干渉を提唱し (ドラゴ・ドクトリン)、やがて、これが一九〇七年の「契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約」で具体化される。このドラゴ・ドクトリンの展開、また、メキシコの借款契約の法的考察も照射をあてるべき論題である。

最後に、フランスの軍事行動は本稿の射程外であるが、フランスが一時樹立する傀儡政権の債務の処理、これも、独立回復後のメキシコにその対応が残される。⁸⁶⁾さらに、その後も、現在まで、メキシコは外債の起債を続けている。三国の軍事干渉をまねいた一九世紀の累積債務の終局的な処理も含めて、メキシコの対外債務の歴史の

跡づけは、筆者の今後の研究課題の一つである。

(86) たとえば、左記が復刊されている。傀儡政権の対外債務の処理をめぐるフランスの立場（フランス・ドクトリン）をその著者は批判する。

Francisco Buñes, *La Deuda Inglesa. Artículos publicados en el "Siglo XIX"*, Edición príncipe: 1885, (Edición Facsimilar, Banco Mexicano Somex, S. N. C., 1991).